

# 株式会社 タカネットサービス 定 款

平成21年5月24日 作 成  
平成21年6月2日 公証人認証  
平成21年6月5日 会 社 設 立

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 タカネットサービス と称し、英文では、TAKA NET SERVICE Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 中古自動車売買
2. 新車販売
3. 各種レンタル・リース業
4. 自動車並びに自動車部品の販売
5. 自動車の登録並びに自動車定期点検業務の斡旋
6. 自動車陸送取り扱い手配
7. 自動車整備手配代行
8. レンタカー業
9. 事務代行業
10. 販売代理店業
11. オークション出品代行業
12. 割賦販売業、割賦販売斡旋業、債権の売買等の金融業
13. 自動車損害賠償補償法に基づく保険代理業
14. 古物の売買業
15. 不動産の管理及び賃貸
16. 生命保険の募集に関する業務
17. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。
- 3 株主は前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
- 2 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる

(取締役会の決議の方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第25条 当社は、取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第26条 当社は、取締役会決議により、代表取締役1名を選任し、これを社長とする。
- 2 必要に応じ取締役会の決議により、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役の報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監 査 役

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は、2 名以内とする。

(監査役の選任及び解任)

第 31 条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から、翌年 5 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等)

第 36 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 1 1 月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 剰余金の配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には、利息をつけない。

### 附 則

1. 平成 21 年 5 月 24 日制定  
平成 21 年 6 月 5 日施行
2. 平成 22 年 9 月 29 日改正施行
3. 平成 23 年 10 月 20 日改正施行
4. 平成 24 年 6 月 12 日改正施行
5. 平成 26 年 5 月 20 日改正施行
6. 平成 27 年 7 月 23 日改正  
平成 27 年 8 月 1 日施行
7. 平成 27 年 7 月 30 日改正  
平成 27 年 8 月 1 日施行
8. 平成 28 年 8 月 10 日改正施行
9. 平成 28 年 10 月 3 日改正施行
10. 平成 30 年 8 月 31 日改正施行

11. 平成 31 年 1 月 11 日改正施行
12. 令和元年 8 月 29 日改正施行